

(一社) 消費生活総合サポートセンター (Cサポ)  
令和3年度 全国消費者教育ネットワーク会議  
オンラインセミナー 開催報告



一般社団法人  
消費生活総合サポートセンター 主催



令和3年度全国消費者教育ネットワーク会議

オンラインセミナー

成年年齢引下げ目前！  
消費者団体に求められる  
消費者教育

9月5日(日) 13:30~15:30

●定員 **100名** ●参加費 **無料**

対象：学校・教育関係者、消費者行政、消費者団体、学生の方

2022年4月に成年年齢の引下げが目前にせまる中、学校における消費者教育の最新状況、法曹界や消費者団体の活動から、今後の方向を見定める！

後援：消費者庁、NPO 消費者支援グループひめまる



当日は100名以上のご参加を頂きました！  
ありがとうございました！

# 【プログラム】

司会：増茂智子  
(消費者教育委員会副委員長)



13:30 開会挨拶

消費生活総合サポートセンター 専務理事 新井 秀雄



13:35 来賓挨拶と「成年年齢引下げと消費者教育の推進」講演

消費者庁消費者教育推進課 課長補佐 中川 壮一 氏



13:50 第Ⅰ部 ミニ講演会

「成年年齢引下げにかかわる教材作成の経緯と活用方法」

東京家政学院大学現代生活学部 准教授

消費生活総合サポートセンター 会長 小野 由美子



14:30 第Ⅱ部 パネルディスカッション

「消費者団体に求められる消費者教育の可能性」

コーディネーター 消費生活総合サポートセンター 小野 由美子

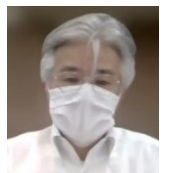
パネリスト 消費者庁消費者教育推進課 課長補佐 中川 壮一 氏

弁護士 平澤 慎一 氏

NPO 消費者支援グループひめまる代表 武田 咲枝 氏

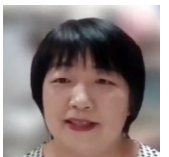
14:35 「成年年齢引下げ問題の現状と課題」

弁護士 平澤 慎一 氏



14:50 「NPO 消費者支援グループひめまるの取り組み」

NPO 消費者支援グループひめまる代表 武田 咲枝 氏



15:05 意見交換会

15:25 閉会挨拶 消費者教育委員会委員長 中上 直子

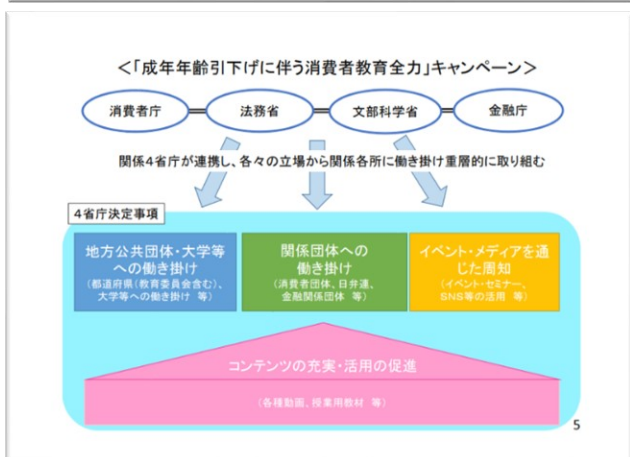
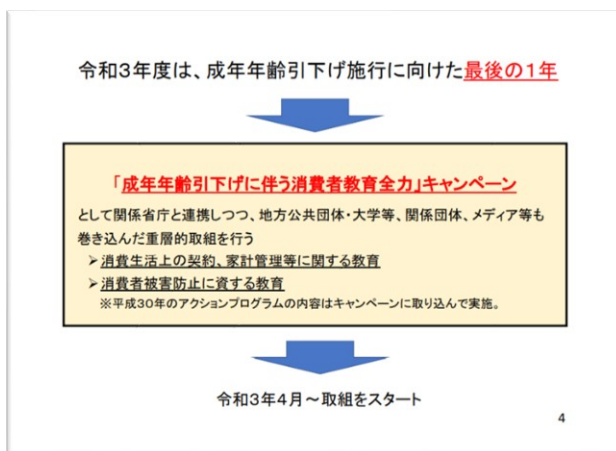


○ 講演で使用されたスライド（抜粋）と概要

来賓挨拶と講演

「成年年齢引下げと消費者教育の推進」について

消費者庁消費者教育推進課 課長補佐 中川 壮一 氏



テーマ	概要
① 買物・契約の基本	売買契約の仕組みや、契約には権利と共に義務が生じることを学ぶ。
② 商品の選び方	買物をすばいの手順や、購入目的に応じて商品を選ぶポイントについて学ぶ。
③ いろいろな支払方法	現金、カード、スマホ決済を使った支払方法の特徴と注意点について学ぶ。
④ 上手なお金のやり取り	収入と支出のバランスや、お金のやり取りが大切なことについて学ぶ。
⑤ ネットショッピング	ネットショッピングの特徴や、トラブル事例から利用上の注意点や対処方法を学ぶ。
⑥ スマホ・ネットでのトラブル	スマホ・ネットでのトラブル事例と、トラブルに備わらなければならない注意点について学ぶ。
⑦ 契約トラブルの対策・対処法	身近な契約トラブル事例と、トラブルに備わらなければならない注意点について学ぶ。

【概要】

消費者庁中川氏から、令和4年4月1日施行予定の民法改正（成年年齢引下げ）に伴い、4省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が連携して2018年度から2020年度までを集中強化期間として行った「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況等を報告いただきました。具体的には、全国の高等学校等で「社会への扉」等を活用した授業の実績、消費者教育コーディネーターの育成・配置の現状を説明いただきました。

令和3年度は成年年齢引下げ施行に向けた最後の1年であり、関係省庁と連携し、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの取り組みを行っているとのこと。若年者へのメディアを通じた周知では、ラップ調の動画を消費者庁ウェブサイト「18歳から大人」特設ページに掲載し、Twitter（#18歳から大人）アカウントでツイートできるようにしたり、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」のFAQチャットボットなどで情報発信をしたりしているそうです。

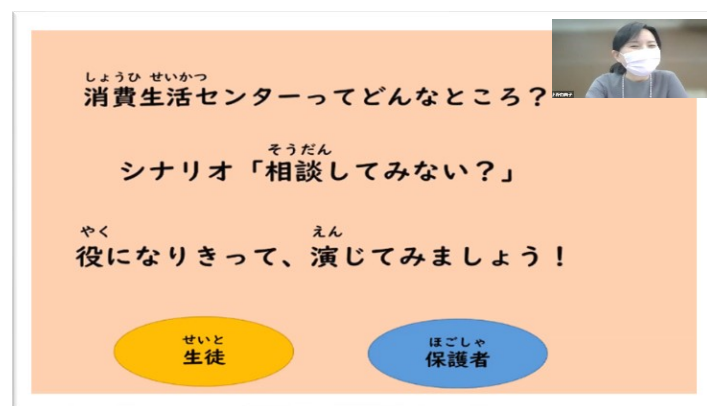
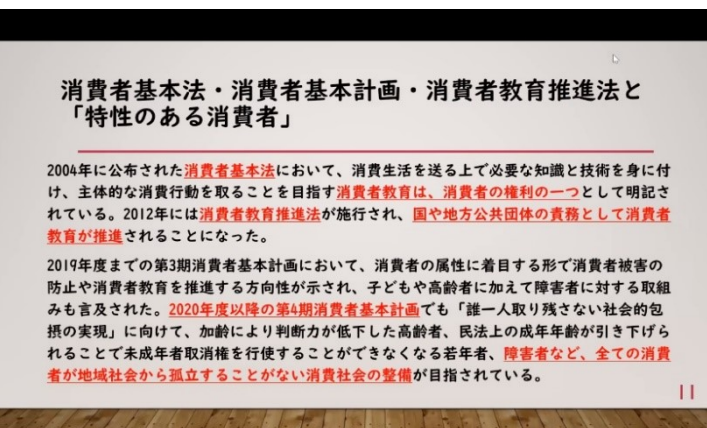
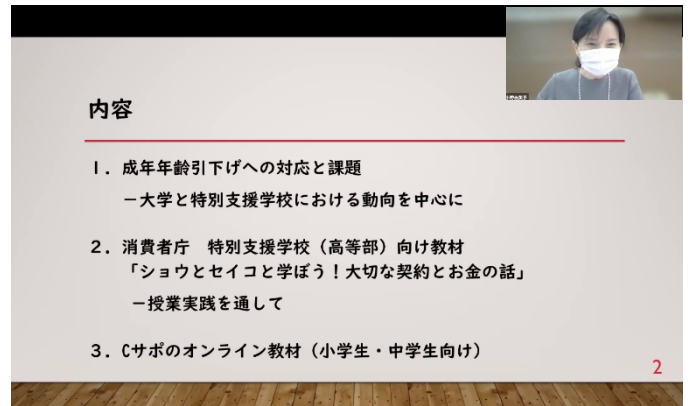
消費者庁が作成した特別支援学校（高等部）向け消費者教育教材「ショウとセイコと学ぼう!大切な契約とお金のお話」と、「中学生向け消費者教育プログラム」についても説明がありました。これらの教材は新学習指導要領に準拠しており、教員が生徒の実態に合わせてカスタマイズ可能とのことでした。

最後に、「本セミナーが（参加者）それぞれの立場でどういうことが消費者教育推進のためにできるか、有効に活用できる場となることを願っている」と締めくくりました。

# 「成年年齢引下げにかかわる教材作成の経緯と活用方法」

東京家政学院大学現代生活学部 准教授

消費生活総合サポートセンター 会長 小野 由美子



## 【概要】

当団体の会長である小野より、「成年年齢引下げにかかわる教材作成の経緯と活用方法」のミニ講演をしました。

まず、大学と特別支援学校における動向を中心に、成年年齢引下げへの対応と課題について解説しました。大学等(大学、短期大学、専門学校)については、文部科学省「消費者教育に関する取組状況調査」と「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」をもとに、解説しました。さらに、自身が実施した大学と消費生活センターとの連携授業での実例を報告しました。そこから、大学等への入学者全員が成人であることを前提に、「入学時や学期ごとのガイダンスでの情報提供、共通科目(教養科目)に消費者教育の機会を設けることが効果的」、「被害者にならないための予防的対策のみならず、加害者にならないための意識・想像力の涵養が大切」と、意見を述べました。

消費者教育推進法では、「年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で消費者教育が行われなければならない」と規定されています。第4期消費者基本計画でも、判断力が低下した高齢者、成年年齢引下げにより未成年者取消権を行使することができなくなる若年者、障害者など、全ての消費者が地域から孤立することがない消費社会の整備を目指すとしています。当事者に消費者教育を届けるためには、「日常生活の支援を行う見守る人への消費者教育を行ったり、先進的な消費者教育の情報を消費者白書や年報に掲載したり、特性に配慮した人に合った教材を開発したりすることが求められている」と説明しました。

知的障害者の消費者トラブルでは、消費者庁「令和4年度消費者白書」をもとに、判断力の不足や契約内容への理解不足でトラブルになっているケースが目立ち、「本人の消費者力と地域の見守り力の両方が必要になる」ことを解説しました。さらに、国民生活センター「消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査」の調査をもとに成年年齢引下げへの課題を説明しました。消費者庁「障がい者の消費行動と消費者トラブル事例集」では、14の事例について障害の種類や年代、性別といった属性や消費行動を紹介し、トラブルになった背景やどのような解決策や未然防止策が有効であるかを当事者と支援者両方の視点で解説しています。

このような経緯を経て、消費者庁では成年年齢引下げ対応の教材を作成しています。講師（小野）が作成に携わった特別支援学校（高等部）向け教材「ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話」を中学部と高等部で実践した様子とともに、具体的に紹介しました。他にも東京都消費生活総合センターの特別支援学校（高等部）向けのWeb教材、消費者教育支援センターのロールプレイングシナリオ集を紹介しました。

## ○ 消費生活総合サポートセンター（Cサポ）の教材説明

当団体のオリジナル教材「オンラインで学べる消費者教育教材（義務教育編）」について説明し、本年度の消費者教育支援センターで優秀賞を受賞した報告を行いました。



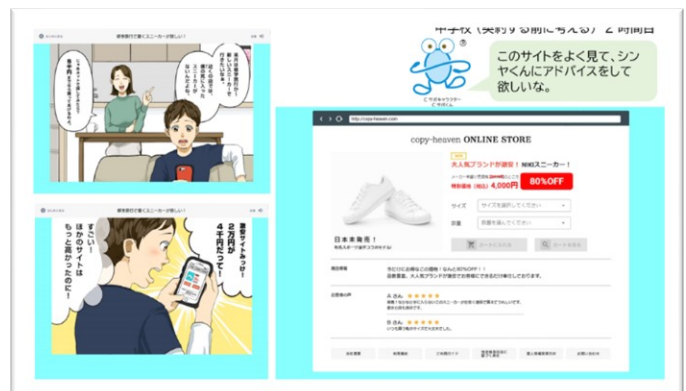
小学校 契約のルール（児童の対話から深める）



中学校 契約のルール（契約のルール（消費者トラブル）） | 時間目



中学校 契約のルール（契約する前に考える）2 時間目



## 第Ⅱ部 パネルディスカッション

### 報告① 「成年年齢引下げ問題の現状と課題」

弁護士 平澤 慎一 氏

内容	
第1 成年年齢引下げの施行	3
1 2022年4月、民法の成年年齢の18歳引下げ施行	3
2 民法の「未成年者」の意味	3
(1) 「未成年者取消権」が行使できる。	3
(2) 親権の対象になる。	3
3 「未成年者取消権」とは。	3
(1) 未成年者は1人では契約ができない。	3
(2) 親権者（両親）の同意が無い場合	3
(3) 例外＝法定代理人の同意がいらぬ場合がある。	3
第2 若者の消費者被害と未成年者取消権	4
1 若者の消費者被害	4
(1) 若者にありがちな被害	4
(2) なぜ若者は被害にあうのか。	5
2 被害の救済について	5
3 被害の予防について	5
第3 なぜ、いま、民法の成年年齢の引き下げなのか。	5
1 民法の成年年齢引下げ法成立までの流れ	5
(1) 2007年 国民投票法成立	6
(2) 2009年 法制審議会の意見	6
(3) その後の動き	6
(4) 世論調査	7
(5) 2018年の通常国会で審議・成立	7
2 引下げ賛成の理由	7
(1) 法制審議会での理由	7
(2) 通常国会での法務大臣の答弁	7
3 引下げの問題点	8
第4 引下げによる問題点の対策について	8
1 「未成年者取消権」の適用年齢引き下げへの対策	8
2 十分な消費者教育は、すでに行われているの？	9
3 全く不十分。それなのに引き下げられることが決まったのが実情。	9
第5 附帯決議のポイントと実情	9
1 附帯決議の重要ポイント	9
2 施行7ヶ月前である現在の状況	9
第6 成年年齢引き下げまでに何ができるか。施行後も見据えて何をやるべきか。	9

#### 3 「未成年者取消権」とは。

- (1) 未成年者は1人では契約ができない。  
原則＝法定代理人の同意が必要（民法5条1項）  
法定代理人＝親権者＝原則・両親（民法818条）  
未成年者は判断能力が乏しいので、1人で契約できる「行為能力」を制限して保護している。
- (2) 親権者（両親）の同意が無い場合  
→取り消せる（＝未成年者取消権）（民法5条2項）  
「説明がまちがっていたので誤解した」とか「強引に勧誘された」とかいう理由は要らない。何の理由もなく、未成年だったということだけで契約をやめることができる。

#### 第4 引下げによる問題点の対策について

##### 1 「未成年者取消権」の適用年齢引き下げへの対策

- ・2018年 通常国会で消費者契約法に新しい取消権創設
- ・消費者契約法（事業者と消費者との間の消費者契約について定める法律。不実告知の取消権、不当条項の無効などを定める）による手当＝新しい取消権の創設。
  - ① 不安をあおる勧誘が行われた場合
  - ② 恋愛感情を抱いていることに付け込んだ勧誘が行われた場合＝法務省の説明  
「若者を中心に発生する消費者被害事例を念頭に置いた取消権の創設」
- ・しかし、これは若者被害に限った問題ではないし、若者の被害としてもごく一部の保護
- ・もっと広い、知識・判断力不足に付け込んだ勧誘の取消の創設が臨まれていたが、先送りになった。

##### 2 十分な消費者教育は、すでに行われているの？

- ・2008年の学習指導要領ですでに行われてきた。＝法務省の説明
- ・しかし、そのころは引下げについて具体的な話はなく、実際に、成年年齢引下げのための消費者教育はほとんど行われていない。

#### 【概要】

いよいよ2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、高校卒業までには全員が成人になります。18歳は大学進学、就職、上京・転居といった節目の年ですが、若者の消費者被害において「鉄壁の防波堤」と言われてきた未成年者取消権を18歳で失うため、18.19歳が悪質業者のターゲットになることが非常に心配されています。

「140年前の太政官布令で成年年齢が20歳と定められ、120年前に制定された民法でも大人の年齢はずっと20歳だった。それがなぜ、今、引下げられるのか。」これは、2007年の国民投票法で憲法の国民投票権年齢が18歳になったことを受け審議された2009年の法制審議会が「民法の成年年齢も18歳が適当」という結論となったことに端を発します。ただし、これには「①若者の自立を促すような施策や消費者被害拡大のおそれを解決する施策が実現され、②その施策の効果が十分に発揮され、③その効果が国民の意識として現れること」が必要という条件が付けられました。2018年の通常国会の法案審議でも「3つのハードル」として議論され、この条件は達成されていないという意見が多かったのですが、結局賛成多数で可決されました。一方で施行前に未成年者取消権喪失の手当となる消費者のつけ込み型不当勧誘取消権の創設や消費者教育の充実などの実施を求めて、参議院法務委員会で付帯決議が全会一致で可決されました。しかし、施行7か月前の今、これらの施策を実現する目処が立っておらず、対策は全く不十分です。

今、私たちができることは、「①実践的な消費者教育の充実、②消費者保護法制の立法提言、③手当ができないなら施行延期を求めること」だと考えます。そのためには、今日のテーマでもある皆さんのネットワークが重要です。現場で「なぜ今こういうことが起こっているのだろう」という疑問を持ち、粘り強く発信していくことが大切だと思います。

# 報告② 「NPO 消費者支援グループひめまるの取り組み」


NPO 消費者支援グループひめまる代表 武田 咲枝 氏

### NPO消費者支援グループひめまるの紹介

◆H26年11月9日 NPO法人えひめ消費者ネット内に「啓発グループひめまる」を設立  
現役相談員10名、事務局1名で啓発グループ結成。  
メンバー13名で活動。

◆H30年6月1日 NPO消費者支援グループひめまるを設立  
現在、現役相談員7名、事務局1名、元教員2名、ファイナンシャルプランナー、団体職員他、計14名のメンバーで活動中

オリジナルキャラクター：ひめまるごちゃん



【主な活動内容】

- 教材づくり、教材研究
- 学校等における出前授業(講座)、教員・保護者向け研修
- 年齢や対象者に合わせた啓発講座等実施 など

### 教材表彰に7年連続応募！

1回目(2015) 「おことわり体操」  
2回目(2016) ・中学校副読本  
・おこづかいゲーム

★3回目(2017) ・小学生副読本 優秀賞受賞  
・家計管理ゲーム

★4回目(2018) 家計管理ゲームⅡ 優秀賞受賞

5回目(2019) SDGsパズルゲーム 一次通過

★6回目(2020) SDGs買い物ゲーム 優秀賞受賞

7回目(2021) 「18歳から大人」パンフレット

### 学校現場へのアプローチ方法

教材作成

- 授業プログラム、教材作成
- 学校関係者などにアドバイスを頂く。

セールス

- 説明・セールス …どんな授業ができるのかを提示し、説明をおこなう。資料の郵送

実践校

- 実践校をつくる

### 学校現場へのアプローチ方法

紹介

- 実践校にやる気のある先生を紹介して頂きアタック、家庭科部会の役員や研究校など

郵送

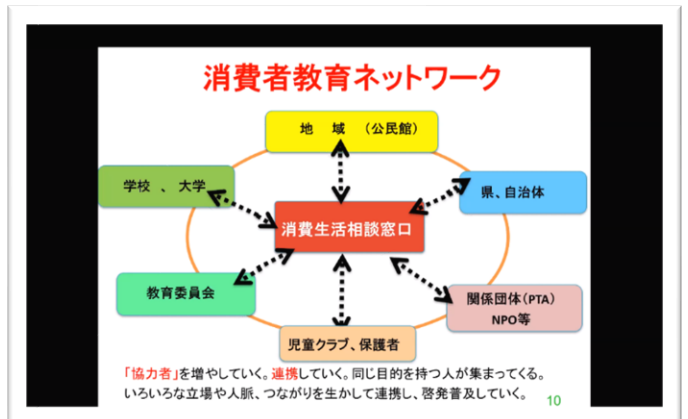

- 実践事例をもとにセールス
- 資料を郵送

訪問

- 説明に行く

### 教員の理解を得る

- 家庭科・社会の教科書を購入
- どの単元でやれるのかを検討、**単元内で実践**
- 現場は実践的な**事例**を求めている
- 消費者教育の**必要性**を感じてもらう
- 教員に**負担**をかけない
- バワポ、小道具等、**教材**を提供する
- パターン化**
- 毎年継続**する



## 【概要】

NPO 消費者支援グループひめまるは、平成26年に愛媛県内の消費生活相談員で結成しました。結成当時の7年前は相談員が手軽に使える教材がありませんでした。自治体で一人体制での職務を行っている相談員が多く、教材開発や啓発活動が困難なために、補助金を申請して手作りの教材を作成することにしました。手作りの教材にこだわる理由は、データの修正や改善が容易であり、講座に合わせてアレンジでき、誰もが製作・使用できるからです。

作成した教材は消費者教育支援センターの教材表彰に7年間連続応募し、3回優秀賞を受賞しています。中学・高校生向けには、副読本「あなたの行動が社会を変える!」と18歳成人向けパンフレット「18歳から大人」を作成しました。これらの教材は、学校にもとても好評です。

後半は、学校現場へのアプローチ方法や教員の理解を得るための注意点など、実践例をもとに紹介しました。消費者教育はみんなで協力してワンチームで行っていくのがよいと思います。いろいろな立場や人脈、つながりを生かして協力者をだんだんと増やしていくと、同じ目的を持つ人が集まってきます。

地方で活動する上での課題として、資金不足、人材育成、デジタル化への対応などを挙げて報告を終了します。

## 意見交換会

小野: 成年年齢の引下げを前に日弁連でも取り組まれているところです。行政や消費者団体とは講座などでも外部講師として招かれる機会も多いと思います。消費者団体に希望されること、期待されていることをお聞かせください。

平澤: 成年年齢引下げ後の手当てや国民への周知が充分でないことに懸念を抱いています。引下げの理由や何が実際に起こるかについて、若者だけでなく学校の先生や親にも正しく理解して頂きたいです。日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会で、YouTube に「[10分でおさらい! 成年年齢引下げの問題点を知る](#)」※の動画と、「狙われる18歳!? 消費者被害から身を守る18のQ&A」(岩波ブックレット)を製作しているので、参考にして頂きたいです。

小野: 消費者団体として期待されているお話を受けて、代表として活動される中で得られたご経験やお考えをご教示ください。

武田: 当初、愛媛県は若年層への教育が遅れており教材もない状況でした。出前講座で使える教材も揃ってきたが、活用する人材の育成が不十分なため、誰でも活用できるような体制を作るとともに、オンラインやリモートで地域全体に啓発活動をしていきたいです。

小野: 現在の行政でのお立場と、以前の消費者を支援する団体でのご経験から、消費者団体だからこそできる役割について、何かご示唆が頂けましたら、ぜひお願いします。

中川: コロナ禍で、出前講座ができない、オンライン講座も対応ができない自治体があるなか、オンライン講座へバックアップが十分ではない状況です。それぞれの消費者団体の強みを活かした消費者教育、地域に根差した活動をして頂きたいです。

小野: 教材についてどこまで加工がOKですか。

中川: 現場の先生方から障害のある方や時間の問題など様々な要望に応えるため、アレンジしたいという要望を踏まえ提供しています。イラストの改変や有償での提供をしない等、基本は現場で著作権法の例外に認められている範囲で活用してください。「体験型が必要」との声から徳島県がシナリオに合わせた動画を作成しているので、併せて活用して頂きたいです。

小野: 中川氏・武田氏のお話を受けてのコメントに加えて、今回の連絡会議を通しての感想をお願いいたします。

平澤: 消費者事件・消費者問題において、被害や問題が発生している現場の方の感覚・視点を共有することが大事だと考えます。成年年齢引下げがどのような制度か、どんな問題が起こるかなどを発信するためにも、様々な立場の方がネットワークを作り、自らの経験を生かした活動をしたうえで、そのネットワークを広げていくのが重要です。

小野: 消費者団体との連携においてできること、これまでの経験に基づいたご提案をお願いいたします。

武田: 消費者団体は地域に合わせた柔軟な対応が強みなので、それぞれの地域に根差した活動をするのが重要と考えています。県や自治体イベントへの参加、県の委託事業を受けることによる連携だけでなく、ひめまろでもエシカルやSDGsの普及活動をしており、活動を通じて行政、企業、消費者団体との連携が取れていくと思います。

※C サポの[トップページ](#)にもリンクしています。



## 参加者の皆様から寄せられた感想・ご意見

### 消費者庁中川氏の講話に対して

- ・消費者庁に消費者教育に詳しい方がいらっしゃることは、特に教育関係者にとって頼りになります。
- ・関連するコンテンツがあることもよく知らなかったのでお話が役立ちました。

### 平澤弁護士の講話に対して

- ・成年年齢引下げの背景や問題点など改めて明確になった。
- ・成年年齢引下げについての問題点、基礎知識、背景、今後の展望をていねいに解説し下さって本当にありがたい。
- ・法制審議会での付帯決議が果たされないことに愕然としました。
- ・改めて成年年齢引下げの課題や問題意識にきづかされたので今後の啓発に役立てたい。
- ・どうして成年年齢引下げなのかがコンパクトに纏められており、なぜ消費者教育が必要をしっかり生徒に伝えることにより当事者意識を持って考えられると思いました。
- ・早速 YouTube の動画を学習させていただきました。是非他の会員にも視聴する機会を設けたいと思っています。

### NPO 消費者支援グループひめまる武田氏の講話に対して

- ・学校現場や教員へのアプローチ方法など、とても学びの多いお話でした。
- ・自前の教材を進化させ、周囲を巻き込んでいく力強いお話は参考になりました。
- ・教材を先生方へ勧める際に留意している点など、現場ならではの話でとても参考になりました。
- ・相談員さんたちが集まり、講座のための NPO 法人を作ったという行動力にとっても感銘をくれました。
- ・消費者教育のために、試行錯誤しながら地道に活動を続けていらっしゃることに頭の下る思いがした。

### 全国消費者教育ネットワーク会議の全体に対して

- ・成年年齢引下げが目前に迫りながらも、コロナ禍で思うように講座等が実施できず、暗中模索しています。皆さんの話を聞いて、また頑張っていこうと思いました。
- ・皆さんの熱意が伝わってきました。改めて今後の取り組みに意欲がわいてきました。
- ・教員側の意識も変わる必要があることを改めて感じました。
- ・使ってみたいなと思える教材もあり、助かりました。

開催にあたり、ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。